

ポイントレクチャー会社法(第2版)

近藤光男 = 柴田和史 = 野田 博

2015年4月刊 / 534頁 / 本体3800円+税
A5判 / 並製



編集担当者から 本書初版の企画がスタートしたのは、現行の会社法が施行されて間もない頃ですが、それまで商法会社編にあった規定からは、条文の構造や制度の枠組みが大きく変わったため、新しい会社法を深く考えて学ぶことのできる教科書を目指して、講義経験の豊富なご執筆者の先生方に何度もお集まりいただき、長時間にわたる議論を経て、ご執筆いただきました。

本書の特色は、①全体を4単位通年講義のコマ数=30のUNITに編成しなおして、講義の進み方に沿うように読み進められること、②重要な事柄や少し発展的なテーマを、POINTとして通常の記述と分けて解説していること、です。

第2版では、非公開会社および持分会社についての記述をイタリック体にして、区別できるようにしました(初版では別のスタイルにしていたのですが、やや読みにくくなってしまい、反省しています……。改善しました)。さらに、各UNIT末尾にSummary Questionsを設けました。ぜひ理解しておいてほしい項目です。理解度の確認にお役立てください(この質問に答えられるようになることを目標に本文を読む、という使い方もあります)。

装丁もシンプルかつ可愛らしく仕上がっています。ぜひお手にとって“相棒”にしてください。(T)

Point!



重要な内容はしっかり手厚く解説しており、メリハリのある記述です。

UNIT 6

株主の内容と種類、単元株等

I 株主の内容
II 全株取得準備付種別株式の取得
III 単元株制度
IV 株式の併合、分割、無償割当て

I 株主の内容

株主を所有する株主は、株式会社との間で様々な法律関係に立ち、会社に対して様々な権利を有することになる。会社法は、これを株主の内容と呼んでいる。会社法は、株式の内容として、全部の株式の内容となる場合(107条)と特定の種類の株式についての内容となる場合(108条)とで分けて規定している。

1 全株式共通の内容

会社が全株式共通の内容として定められる事項は、①議決権限、②取得請求権付、③取得条項付である(107条1項)。いずれも定款で規定しなければならぬ。

①は、株式を譲渡するにあたり、会社の承認を要すると定める場合であり、会社の閉鎖性を維持する目的で行われる。全株式にこのような譲渡制限の定めを置く場合には、その会社は公開会社には該当しないこととなり(2条5号)、株主の権利や機関構成において、公開会社とは異なる層別の下に置かれる。すなわち株主が会社経営に関与する程度が定められている(譲渡承認手続についてはUNIT 9参照)。

②は、株主の権利として会社に保有する株式を買い取ってもらえること(取得請求権と呼ばれる)が定められる場合である。定款で定める事項として、会社が提供する株式の対価(対価、新株予約権、新株予約権付株、その他の財産であり、当該会社の株式は認められていない)、請求できる期間などが挙げられて

POINT 4 募集株式発行の禁止と取締役の行為の禁止

会社法は、募集株式発行禁止請求権は発起人取組後の行為についての禁止請求権を規定している(360条)。後者は、「会社に著しい損害(既成後遺会社等では回復することができない損害(損失))が生ずるおそれ」のあることが必要である。しかし、募集株式発行の禁止請求権を定める210条では、「株主が不利益を受けるおそれ」のあることが要件であり、会社に損害が生じるおそれのあることは要件とならない。募集株式発行の禁止請求権は個々の株主の利益を保護するためのものだからである。したがって、会社が違法または不正に特定の者だけが公正な市場価格で募集株式を大量に割り当てた場合には、不利益を受ける株主は210条によって募集株式の発行等の禁止を請求することができるが、会社に損害が生じおそれはないので、360条による禁止の請求できないことになる。

Summary Questions

- 公開会社において、時価よりも低い払込金額により募集株式を発行する場合、その手続はどのようなものか。
- 3種類の種類株式を発行している会社が、募集株式の発行を行う場合、種類株主総会の決議は必要か。
- 募集株式の発行を行う場合、種類株式発行会社における株主割当てとはどのような内容となるか。
- 募集株式が発起人の出資の履行と他人が有する会社に対する債権との相殺は、どのように認められるか。
- 募集株式発行等の禁止(210条)と取締役の行為の禁止(360条)との差異は何か。

360 会社が株式発行の目的として資金調達を必要としない場合がある。このような場合には、新株(株式)発行禁止の仮処分が認められる(東京地裁平成元・7・25判時1317号22頁〔住友銀行(株)事件〕)。これに対して、会社法が資金調達の必要性あることを要件とする、多くの場合、裁判所は新株(株式)発行禁止の仮処分を認めない(東京地裁平成元・9・5判時1323号48頁〔宮入(株)新株発行等禁止仮処分事件決定〕、大阪地裁平成12・11・18判時1290号144頁〔タカラ事件〕)。